

近世京都における都市開発と新地形成

——妙法院と七条新地——

平野 寿 則

はじめに

近世京都の都市空間は、豊臣秀吉の京都改造によって出現する⁽¹⁾。その動きは、天正十三年（一五八五）、秀吉の従一位・関白就任と、翌十四年の太政大臣任官と連動しており、同年には大仏殿建立地の選定および聚楽第の建設が始まっている。同十六年（一五八八）に大仏殿着工が蓮華王院の北側に変更して再開されると、ついで、同十九年（一五九一）に本願寺が大坂天満より移転し、あわせて御土居の築造がおこなわれるとともに、これと前後して町割が実施され、寺町の整備が進められたのである。

慶長八年（一六〇三）の江戸開幕後は、秀吉の都市改造を前提としながらも、徳川政権による京都支配を通じて新たな変貌をみせることになる。すなわち、この年には二条城が竣工し、將軍職に就任した家康が拝賀の礼を挙行した。また、前年の慶長七年には、烏丸六条に寺地の寄進をうけて東本願寺が別立し、五条通以南には東西両本願寺を中心とする二つの寺内町が形成している。ついで、同十から十五年頃には、禁裏と公家町の造成事業が進めら

れており、翌十六年（一一六一）には、角倉了以が高瀬川の開削に着工している。こうした都市開発は元和寛永期にかけて一定の達成をみるにいたるが、その後も、寛文十年（一六七〇）に鴨川兩岸に新たに石堤が築造されるなど、とくに東側へと市街地が拡大していくことになる。

そのなかで注目されるのが御土居の破壊である。寛永十四年（一六三七）の「洛中絵図」⁽²⁾をみると、東側の御土居筋にある寺町の内、「鞍馬口若狭かい道」南の真如堂の御土居が、「川よけ」「六十六間」と記され、浄国寺より南の五条付近では、御土居が取り払われて「町屋」となっている様子を確認できる。このような御土居を越えての市街地の発展は、寛文新堤の築造を契機に拡大し、その境は鴨川岸をもつて限りとされるようになる。貞享三年（一六八六）「新撰増補京大絵図」⁽³⁾には、御土居全体の様子が描かれるが、そこには、東側の御土居が五条北側の一部（聖光寺から浄国寺）を除いて屋敷地に変貌している様子を看取することができる。⁽⁴⁾

こうした都市開発によって既存の市街地の周縁に出現した新開地、とりわけ、鴨川右岸五条橋南の七条新地については、『史料京都の歴史12下京区』⁽⁵⁾の解説や伊東宗裕氏の論考⁽⁶⁾があり、近年には、杉森哲也氏が新地開発と当該地域の社会構造について論じられている。⁽⁷⁾ 本稿では、これらの研究に学びながら、当該地域に展開した新地の市街地化の諸相を都市と宗教といった観点から考察を試みることにしたい。

妙法院による新地の開発

当該地域は、ほぼ北は五条通、南は七条通、東は鴨川、西は高瀬川の範囲にあり、最初の開発は、『京都御役所向大概覚書』の「新家地之事」によれば、宝永三年（一七〇六）十一月に東大路七条にある天台宗門跡寺院の妙法院が、その所領である「七条河原二而、依御願新家地」「一万千三百七拾坪」を造成することに始まる。⁽⁸⁾ ついで、正徳二

年(一七二二)三月には、同所領の内「七千五百三拾六坪」(内「二千五百六拾七坪」は「六条村穢多居小屋地」、「四千九百六拾九坪」は「天部村穢多畑地」)、および「雑色領」の内「六千百拾五坪」を開発していくことが知られる。そこでまず、妙法院による「新家地」開発の意図と、その諸相についてみていくことにしたい。

妙法院の坊官の執務記録である『妙法院日記』⁹⁾の宝永二年十一月二十五日条には、七条河原の開発について次のような口上書がみえる。

一、妙法院宮御境内七条河原之内、新家被建候儀願思召候、右新家相建候得者、屋地子罷成御勝手御為宜、且高瀬川端ニ御座候へハ、大坂・伏見舟勝手宜、諸商人勝手能、其日過候者迄も助ニ罷成候、右之場所全御門跡御領分ニ而、他之入組無之、尤他之障無御座候間、新家相建候様ニ宜頼思召候、以上、

霜月廿五日

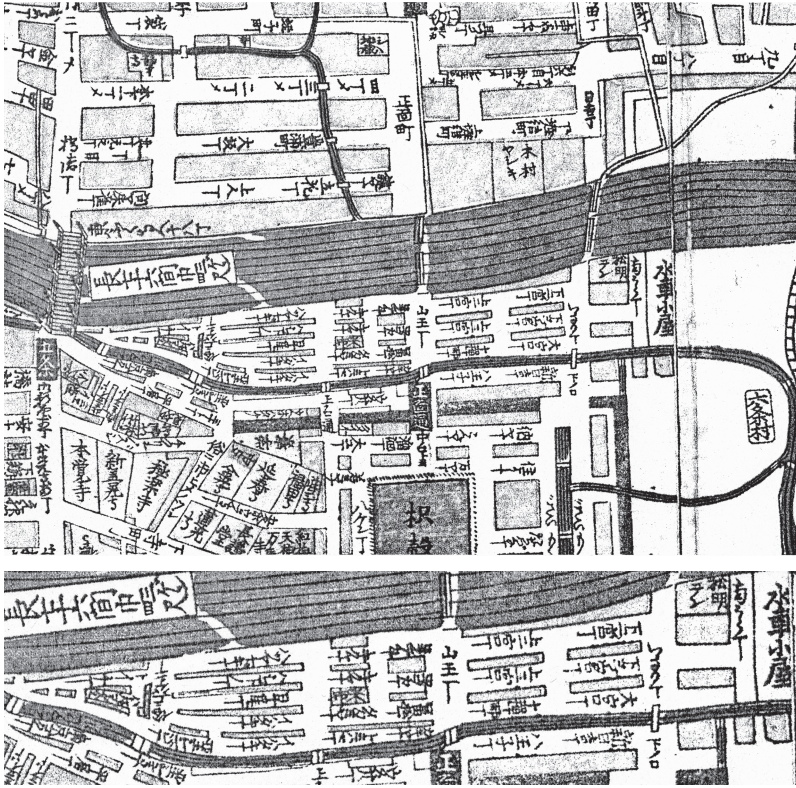
妙法院宮坊官

今小路兵部卿法印

御奉行様

これは坊官の今小路兵部¹⁰⁾が、東町奉行の安藤次行に提出したもので、ここからは、同地域における新家建築の目的の一つが、「屋地子」を徴収することによる地代の増収であったことがわかる。また「高瀬川端」に位置して大坂・伏見への内陸水運や諸商売に便がよく、そうした地の利から、「其日過候者」という都市細民を吸収するねらいがあったことも窺い知ることができる。この点については後述したい。そして最後に、同地域が妙法院領であって、「他之入組」「他之障」のない開発地という条件が述べられている。

こうした妙法院による新地開発の具体的な契機については不明だが、寛文新堤の築造や東側の御土居の破壊など、



図① (下は中心部の拡大図)

十七世紀後半から十八世紀初頭における鴨川西地域の町屋地化と連動したものであったと思われる。このうち、翌年十一月十日条⁽¹⁾によれば、七条河原の見分がおこなわれ、奉行所からは新家族与力の石崎喜右衛門・熊倉市太夫、および雑色・棟梁らが、妙法院から坊官の今小路兵部・菅谷左京、ほかに代官が立ち会い、榜示を建て詳細を絵図に記して、同月十七日に新家建築の許可が出された。具体的な開発の範囲は、「北八大仏正面通南側ヨリ南ハ七条下ル所迄⁽²⁾」で、『京都坊目誌⁽³⁾』によれば、宝永三年には八ッ柳町・山王町・十禅子町・八王子町・新日吉町・大宮町・上三宮町・下三宮町・上二宮町・下二宮町の十町が成立したようである。

その後、稲荷町が宝永八年（一七二一）、妙法院によって松明殿稲荷神社が現在地に遷宮された時に成立し、また、南裏町（若宮町）は「文政の頃町地と為すと雖も（中略）町組に入らず」とみえ、追って町地として開発が進められていったものと思われる（図①参照）。ここを七条新地と称す。

次に正徳二年の開発についてみていく。具体的な範囲は「南は正面通北側ヨリ五条橋南迄」⁽¹⁴⁾で、この地域には、先述のように「六条村穢多居小屋地」と「天部村穢多畑地」が所在した。六条村と天部村は、近世には穢多村として編成された被差別部落で、宝永五年（一七〇八）に二条城掃除役を勤めた「かわた頭」下村家（天部村出身）が断絶するまで、その配下にあつた。⁽¹⁵⁾ 彼らは京都支配の末端の職制である四座雑色⁽¹⁶⁾に所属して刑吏役を担い、斃牛馬の処理とそれに関連して皮革業を生業とした。

さて、開発の内容については、天部村・六条村・川崎村・蓮台野村・北小路村の公役に関する記録である『諸式留帳』⁽¹⁷⁾に詳しい。

宝永四年亥十月、六条村居屋敷地并に天部村断罪領、右二ヶ村の地面、今度、妙法院宮様御境内へ始て替地被為仰付候に付、則段々坊官衆江書付を以奉願上候、此時願始り。

今小路兵部卿様、新家願人後藤文右衛門

六条村年寄 徳左衛門

同 悴 三右衛門

徳左衛門弟
六条村年寄

久左衛門

同 与三兵衛

御奉行様 安藤駿河守様
中根撰津守様

乍恐口上書

一、此度、新家御建立被為成候に付、六条村御拜地の内、住家仕罷有候所、屋敷替被為仰付候村両(兩村)の者迷惑千萬に奉存候、呉々御詫言仕上げ候処に、私共替地、御けいだいの内にて望の所、替屋敷御渡し被下候と被為仰出候故、替屋敷奉願上候、則所は七条通南側新家の裏軒より南表、西は御土井(區)、北より南江見とをにして、東は新家の扉切に被成御間地の儀、私共御朱印表一倍増に替屋敷御渡し被為下候は、先例の通り御黒印御願被為上、私共に御下し被為置候様に奉願上候、然処に只今より罷有候所、東大川東西五拾間、南北は川幅屋敷切にて古来より火繩の内にて支配仕来り申候、右の趣被為聞召上、被為仰付被下候は、乍恐御相談仕上げ可申、其上御引領(料)銀、家数二百軒の余御座候、銀高合五百貫目御渡し被為下候は、私共不勝手に御座候得共、右の通り被為仰付被下候は、御相談仕上げ可申候、以上、

宝永四年亥十月七日

六条村年寄

嘉兵衛 印

今小路兵部卿様

与三兵衛 印

史料の前半部は、宝永四年十月に妙法院が「断罪領」の六条村と天部村に対し、当該地域の開発にともない寺領内に「替地」を命じたことから、六条村の年寄は具体的な開発をおこなう「新家願人」が、坊官の今小路兵部配下の「後藤文右衛門」なる者であることを東西町奉行の安藤次行と中根正包に具申したものである。後藤文右衛門についての詳細は不明だが、高瀬川新屋敷の「開発之仁」や祇園社領・建仁寺領などの「地面支配人」と同様に、土地の開発を主体となって進め、年貢収納や課役徴収の職務を請け負った存在と考えられる。¹⁸⁾

後半部は、同年十月七日付の坊官今小路兵部宛「口上書」で、当初、六条村では妙法院の開發を「迷惑千万」と思っていたが、替地として「御けいだいの内にて望の所」を提示されて交渉が進展する。すなわち、その替屋敷は「七条通南側」で、東は「新家の堀切」、西は「御土井⁸⁶」の内、現在よりも「二倍增」の土地と「黒印状」の發給、および「家数二百軒」の引料銀を要求したのである。このように六条村が交渉を優位に進められた背景には、当該地域の開發を推進させたい妙法院側の事情があったものと思われる。おそらく、正徳二年（一七一二）の正面通北側の開發は、宝永三年の正面通南側の開發と一連の事業であったと推測されるのである。

しかし、実際には六条村・天部村との交渉は必ずしも順調に進んだわけではなかった。その移転先をめぐる妙法院では、もう少し南東に位置する伏見街道沿いの「一之橋」を示したが、六条村は二条城掃除役を勤めるには遠方であることを理由に反対した。また、宝永五年には「かわた頭」の下村家が断絶し、穢多村支配に轉換をむかえたこともあって、移転交渉はしばらく中断することになり、その再開は正徳二年のことであった。この年が妙法院による第二次の開發として『京都御役所向大概覚書』『新家地之事』に記載されたのである。そして、最終的には、翌三年八月に天部村年寄五名と六条村年寄三名の連名で、妙法院および東西町奉行所新家方与力の熊倉・飯室と石埦・神澤に宛てて、振替地面請取証文が提出され、移転に関する合意がなされたのである。

一、妙法院御門跡様御領、柳原庄内七条河原にて新家御願被成、相調候に付、五条橋下、只今迄、私共居小屋地共妙門様御願に付、振替地被仰付、六条村の者共、居小屋為引料、銀千枚并に増坪代銀五拾枚、都合銀千五拾枚被為下置、奉請取之候事（中略）并に五百拾壹坪は、為皮張場土面三つ取、年貢にて拝借地に被為仰付候に付、永々右年貢無滯上納可仕候、且又、六条村皮漬洗場所、加茂川筋七条通より南江拾五間除之、南北拾三間、東西は川瀬次第用¹⁹（後略）、

これによれば、移転場所は六条村が最初に要求した七条通南側「柳原庄」の内で、替屋敷の倍増は認められなかったが、「皮張場」として五一坪の年貢地、および「皮漬洗場」として七条通南の土地が下げ渡され、移転費用代は銀一〇〇〇枚に「増坪代」銀五十枚を加えた銀一〇五〇枚であったことが知られる。また、この場所は北側に御土居、東側には高瀬川、西側も高瀬川の船入に囲まれていたことから、通行の便と水害への対処を求めて願いが出され、七条通へ抜ける道と地面三尺の嵩上げがなされた。そして、二〇〇軒あまりの造作は容易ではなかったようである。実際の移転は翌四年から五年にかけて順次進められていった。⁽²⁰⁾

以上のように、宝永四年十月に始まった正面通北側の内、妙法院領「七千五百三拾六坪」の開発は、六条村と天部村との替地交渉や「かわた頭」下村家の断絶にともなう穢多村の支配の転換などで遅延し、その赦免は四年五月後の正徳二年三月になってからであった。そののち、同三年に両者の間で替地に関する合意がなされ、翌四年から五年の移転とともに順次開発がおこなわれ、聖真子町・岩瀧町・早尾町・波止土濃町の四町が成立することとなった。ここを北七条新地と称す。

この区域には、すでに宝永三年の七条新地の開発時、飛地のように「八ッ柳町」が形成されており(図①参照)、宝暦十二年(一七六二)成立の『京町鑑』⁽²¹⁾「新地」の項にも、「八つ柳町といふは北に有て七条新地より支配」とあるように、当初、妙法院では正面通を挟む南北に広がる所領の開発を計画していたことが理解できる。とりわけ、北七条新地の開発は替地交渉などの対応で遅延することになったが、引き続き、正徳二年三月からは「雑色領」の内「六千百拾五坪」の開発に着手した。

一、御知行之内五条橋下川原田壺ヶ所、私永代致「農業」、御知行上納仕候様ニ御請負申上、則荒地水溜り之所、段々土こやし等持込田地ニ仕立、只今迄御知行納来り申候。然ル処ニ此度右之田地御取戻シ被_レ為_レ成、新屋敷

之方え御渡シ被_レ為_レ遊候由承知仕、御尤ニ奉_レ存候。私子孫迄作仕り身命送り可_レ申と有難奉_レ存候処ニ、右之仕合ニ被_レ為_ニ仰渡_一何共迷惑千万ニ奉_レ存候。右之田地土手并地形つき上ケ、彼は大分人足普請料懸申候も、為_ニ後々之_一と精出シ田地ニ仕立来り候処ニ、何とも歎敷御事ニ御座候。何とそ御了簡ニも奉_ニ預_一候ハ、有難忝可_レ奉_レ存候。以上。

正徳三年巳六月廿一日

四条船頭町

訴訟人 百姓

庄兵衛

荻野七郎左衛門様⁽²²⁾

右の史料は、同地域を支配していた四座雑色・荻野七郎左衛門に宛てた「願書」である。正徳三年六月二十一日付で、差出の四条船頭町の百姓庄兵衛によれば、ここには雑色荻野氏から請け負っている田地があり、「荒地水溜り之所、段々土こやし等持込田地ニ仕立」て年貢を納めてきたという。ところが、この田地を「新屋敷之方え御渡」すこととなって「何共迷惑千万」、「大分人足普請料懸」けたのに「何とも歎敷御事」であると訴えたのである。この百姓庄兵衛の願いが、最後までのように処理されたのかは確認できていないが、こののち、同地域には富濱町・富松町・高宮町・鍵屋町・菊屋町・湊町・梅澤町・平岡町の八町が形成されることとなった。

こうして南は七条通を限り、東は鴨川、西は高瀬川に挟まれた地域の内、まず宝永三年（一七〇六）に正面通南側に七条新地が開発される。ついで、翌年には一連の事業として北七条新地の開発が始まり、正徳三年（一七二三）の替地交渉の合意後、順次町場として整備されていった。さらに、同年からは正面通北側の北七条新地との間にあった雑色領の開発にも着手し、初発より十年あまりをかけて当該地域を市街地へと変貌させていった。

七条新地内の荒地再開発運動

このような妙法院の新天地開発においては、すでにみてきたように、具体的な事務を坊官の今小路兵部（行伝）や菅谷左京らが担当したことが知られる。それとともに、実際の開発には、「新家願人」と呼ばれる後藤文右衛門が深く関わっていたようである。その詳細は不明だが、『日次記』の享保十二年（一七二七）十月十六日条には、「一、七条新地之儀二付、後藤勝兵衛より口上書を以願出候」として、同年十月十日に妙法院の役人中に宛てた願書の内容が記されている。⁽²³⁾

一、御領分新家地之内御闕所地四ヶ所、数年荒地罷成打捨り居申候処、此度近江屋與市与申者、冥加銀拾五枚五ヶ年賦被差上拝領仕度段、公儀江内意を以奉窺候処、御地頭様御座候二付、右與市願二而者相調不申候、御門主様より御はからいひ被成度旨被仰入候ハ、早速可相済段役人中被申候由、依之此度與市私共迄願出候由、何とそ御本所様より御闕所地御はからいひ被成被下候ハ、右之冥加銀御門主様江差上申度旨奉願候、元來此儀者支配人文右衛門数年御預り申候而、荒地仕打捨置申二付、及夜分野臥、行たおれ、捨子等有之、其外右四ヶ所之内少々建家も有之、火之元万事無心許、番を付候同箇所罷成以之外、私共迄難儀仕候、勿論不繁昌之新家之儀二付、地面寸尺届候ものハ曾以無御座、御年貢少茂上り不申、御損之筋も御座候（中略）何とそ御門主様より御はからいひ被入仰被下候様、私共迄奉願候、被下置候上者、少々ツ、家作仕、往々御地子上り、乍恐御為之筋も御座候、尤私共迄も御預り差上所々賑々茂罷成候儀御座候間、御吟味之上、與市願之通被為仰付候ハ、難有可奉存候、以上、

これによれば、①年来荒地となっている七条新地の闕所地四ヶ所を、近江屋與市なる者が冥加銀を年賦払いして拝

領したいと公儀に問い合わせたところ、領主である妙法院の判断に任せるとのこと、②與市は妙法院が取り計らってくれば冥加銀を進上するつもりであること、③これは元来「支配人文右衛門数年御預り申候」案件であるが、「荒地仕打捨置申二付、及夜分野臥、行たおれ、捨子等有之(中略)御年貢少茂上り不申、御損之筋も御座候」と難儀していること、④今般、取り計らってもらえれば「少々ツ、家作仕、往々御地上り、乍恐御為之筋も御座候、尤私共迄も御預り差上所々賑々茂罷成」ので、與市の願いを聞き入れてもらえると有り難いこと、などが述べられている。

この近江屋與市と後藤勝兵衛の嘆願は、十六日に坊官の今小路宮内(行丘)⁽²⁴⁾を通じて西町奉行の本多忠英に提出され、京都所司代の牧野英成のもとで吟味がなされた。その結果については『日次記』の同年十月十九日・二十日条に詳しく、伝奏の園基香から次の旨が達せられた。すなわち「御闕所地其儘御地頭江被返候儀、先例無之事二而難相調候」と、闕所地となった土地を「其儘」領主に返却した先例がないという理由で、與市と勝兵衛の荒地拝領の嘆願は結局不許可となったのである。しかし、この吟味をうけて妙法院では、十月二十五日に今小路宮内(行丘)が奉行所に、「近江屋與市と申者江御拂被下置候様」「何とそ頼之通被仰付候様二被成度願思召候」と再度働きかけるとともに、翌二十六日には、別途、近江屋與市から奉行所に願書が提出されている。

乍恐御訴訟

一、妙法院宮様御領分七条新地二有之候御闕所地四ヶ所、地代銀拾枚可奉差上候間、何とそ御慈悲二私江御拂被下置候者難有可奉存候、尤願之通被仰付候上ハ、右地代銀早速銀五枚上納仕、残ル銀来申十二月二皆納可仕候、勿論右御願申上候段、先達而御地頭江も御断奉申上候、以上、

享保十弐年

七条新地

未十月廿六日

近江屋

與市 印

支配人

内本文右衛門 印

御奉行様

與市の願書の内容も、先にみた勝兵衛が妙法院の役人中に宛てた十月十日の願書と同様、七条新地闕所四ヶ所の払い下げを嘆願しているが、前者では「冥加銀拾五枚五ヶ年賦」とあった点が、後者は「地代銀拾枚」となっており、許可された場合は「早速銀五枚上納仕、残ル銀来申十二月二皆納」という点が異なる。妙法院へは早急に地代を支払うので、何とか取り計らってほしいといったところであろうか。

さて、二度にわたって奉行所に提出された嘆願書からは、近江屋與市が七条新地の住人であることや、與市の願書に連印している「支配人内本文右衛門」とは、十月十日の願書に「此儀者支配人文右衛門数年御預り申」とみえ、元来闕所地四ヶ所の管理を任されていた「文右衛門」と同一人物であることが知られる。また、勝兵衛については、次のような史料を確認することができる。

一、去秋平野屋本三郎普請致候節、穢多大工使致候処、御本所より御吟味在之迄者存不申候由、為支配人不吟味之段、不届之儀に候事、

一、当春原田兵部儀付、奉行所江坊官被召寄、新地支配人不吟味之儀共在之候、以後左様ニ無之様ニ急度可被仰付旨被申渡候、公辺ニ而ヶ様之申渡有之候様ニ仕、御外聞不宜儀、別而不届ニ候事、

一、今度藤屋市左衛門、御免無之ニ普請致候処、御本所より御吟味在之迄ハ不申出、是又為支配人不吟味之段、

不届二候事、

右三ヶ条不届二付、御暇茂可被下候得共、御慈悲之上、今度閉門被仰付候間、左様ニ可相心得候、以上

右は、のちの十二月三日に「不届ノ仔細」があつて閉門を申しつけられた内容であるが、文右衛門と同様に「新地支配人」として諸事にあつていたことが窺われる。ここからは、次のような社会的な有り様を看取することができるのではないだろうか。すなわち、與市は同地域内の闕所地を買得し、新たな開発を試みようとしていたが、その時、領主である妙法院との仲介役を担い、奉行所との窓口となつたのが勝兵衛や内本文右衛門であつた。彼らは、日常的には地域内の土地・屋敷の管理や地子の収納から普請時の大工の手配までを差配していたが、「御本所より御吟味在之」「奉行所江坊官被召寄」とあるように、諸事を請け負つていただけでなく、妙法院―坊官の配下として封建的な関係で結ばれていたことが指摘できるのである。そして、宝永三年（一七〇六）の七条新地の見分に坊官とともに立ち会つた「代官」は、土地の直接管理者である「支配人」を統率した妙法院―坊官組織の末端の役人であつたのではないだろうか。なお、宝永四年に始まる北七条新地の開発を請け負つた「新家願人後藤文右衛門」は、その文書に坊官の今小路兵部（行伝）とともに登場することから、勝兵衛や文右衛門と同様に、妙法院―坊官と封建的な関係を結んだ「支配人」と捉えることができるが、一方「願人」とあつて、與市のように実際の土地開発を請け負つた人物とも想定される。その意味では、宝永年間においては、土地の開発とその管理・運営といった職務が未分化であつたとも考えられよう。加えて、領主である妙法院も、前掲の十月二十五日の願書では、「数年御年貢致不納御難義」「不繁昌之新家地主付、有兼気毒ニ思召候」と実情を訴えるなど、「願人」「支配人」と一体となつて闕所地の再開発を推進しようとする姿を看取することができるであろう。

このように妙法院と在地の「願人」「支配人」が一体となつて奉行所に働きかけた荒地再開発運動ではあつたが、

しかし、再度の嘆願も不許可となった。そして、興味深いのは、十一月二十一日条に「先達テ申上候御領分七条新地御闕所地之儀、入札ニ被仰付相済、今度地主付、明年よりハ御年貢納可申由、於二条奉行所被仰渡候也」とみえ、奉行所からは入札による売却が示されたのである。その結果は十二月三日条に詳しい。それによれば、この闕所地四ヶ所とは、①「七条新地西高瀬川八王子町越智清之進闕所地屋舗」、②同「石垣通西側上二之宮町越智清之進闕所地屋舗」と③「同所東側欽所地屋舗」、④同「中筋通三之宮町北尾屋彦兵衛欽所地屋舗」であり、この内の①②③を同「西高瀬川正面下ル町」の伊丹屋藤兵衛が、④を同「二宮町」の大坂屋勘兵衛が買得することとなった。いずれも、七条新地に居住した者の闕所地であり、それをまた、同地に居住する者が買得することになったのである。それぞれの代銀は①「百八拾目」、②「百五拾目」、③「百弍拾目」、④「三百三拾五匁」で、闕所地が買得されて新たな地主がついたことを、今小路宮内（行丘）は「従来年御年貢等可被納と御満足思召候」と、西町奉行の本多忠英に報告している。

こうして数年来「及夜分野臥、行たおれ、捨子等有之」「少々建家も有之、火之元万事無心許」、「不繁昌之新家之儀ニ付、地面寸尺届候ものハ曾以無御座、御年貢少茂上り不申」という有り様であった闕所地四ヶ所は、ようやく「入札」という手段によって解決することになった。先述のように、妙法院側の嘆願が不許可となった理由は、闕所として収公した土地の開発にあたり、「其儘御地頭江被返候儀、先例無之事」であったが、結局、奉行所としては「入札」によって闕所地の代銀を収得することで、妙法院側の荒地再開発の嘆願に折り合いをつけたと理解することができよう。なお、十月十日の後藤勝兵衛の願書には、闕所地四ヶ所は「冥加銀拾五枚」、十月二十六日の近江屋與市と内本文右衛門の願書には、「地代銀拾枚」とあり、丁銀一枚四十三匁と考えると、前者は六四五匁で後者は四三〇匁となる。一方、奉行所がおこなった闕所地四ヶ所の入札の総額は七八五匁である。

新地の遊所化と妙法院の意図

宝永正徳年間に二度にわたって開発された七条新地（正面通南側）と北七条新地（正面通北側）は、ついで享保二年（一七一七）頃には建家も増えて遊所化が始まったようである。『京都府下遊郭由緒』「七条新地」の項には次のようにみえる。

享保二丁酉年、妙法院宮御願之上、煮売株六拾軒、沓軒二付酌取女式人宛、見習女共差許相成、正面通ヨリ南、上二之宮町、下二之宮町、上三之宮町、下三之宮町、十禅寺町、右五町ニテ渡世相始候処、追々北七条五町エ

モ引移渡世致シ候由証跡無之

これによれば、妙法院からの願いによって、「煮売株」六十軒、一軒に「酌取女」二人と「見習女」を置くことが認められており、煮売株屋における遊女商売がおこなわれていたことがわかる。近世の京都では、寛永十七年（一六四〇）に朱雀野に整備された島原だけが公許の遊廓であったが、北野・祇園・八坂・清水の地域には茶屋が軒を並べ、「茶立女」を置くことが許されていた。²⁵この「煮売株六拾軒」については、『日次記』の享保十八年（一七三三）二月七日条に、次のような記事がみえる。

一、妙法院御門跡御領分七条新地煮売株六拾軒之儀者、新地支配人先後藤勝兵衛享保三戊年新地為賑候、御奉行所江御願させ被成商売致させ来候処、当庄兵衛勤方不埒之筋有之候ニ付、四年已前新地支配被召上候、然ル所右煮売株庄兵衛所持候株之様ニ存罷在候哉、此度他所江譲り候様ニ此間申出候、畢竟此儀者、新地為賑候御願わせ被成候事ニ御座候故、外江譲り候儀者難成儀ニ奉存候、只今迄有来候通ニ被差置度候、右庄兵衛儀、支配者被召上候得共、只今ニおゐて相応之御扶持も被下置候処、御門跡江御願茂不申上下ニ而相对仕候様ニ相聞、

弥以不届之儀ニ奉存候、此已後右煮売商売被止候、新家地段々不繁昌之筋ニ相成、御年貢も難取立様ニ罷成候得者、至極御難儀之筋ニ御座候、何とそ只今迄之通者売屋共六拾軒被差置度候、則煮売株支配之儀、此以後御出入町人共之内江申付度奉存候、右御願被仰入候、以上、

右は、坊官の菅谷式部が奉行所に提出した口上書であり、これによれば六十軒の「煮売株」は、享保三年に新地支配人の「後藤勝兵衛」に「新地為賑候」として出願させて許可を得たことが知られる。ここに登場する「後藤庄兵衛」は、のち「不埒之筋」で「四年已前新地支配被召上」とあるが、先にみた享保十二年十二月三日に「不届ノ仔細」があつて閉門を申しつけられた「後藤勝兵衛」と同一人物と考えてよからう。

口上書の主な内容は、勝兵衛が「新地支配」を取り上げられたのち、煮売株を自分の所有株として、妙法院の許可を得ず新地外に譲り渡そうとしたため、妙法院では煮売商売を止めることとした。その結果、七条新地は不繁盛となり、年貢（屋地子）の収納も困難となつたため、再び煮売株六十軒を置くことの許可と、「煮売株支配」については、妙法院に出入りの町人とした旨を申請している。ここで興味深いのは、「不届ノ仔細」で閉門を命ぜられていた勝兵衛であつたが、それでも「相応之御扶持」をもらつて妙法院と封建的な関係で結ばれており、なお且つ、煮売株を自分の所有株と認識し、妙法院には無断で煮売株を新地外に譲り渡そうと「下二而相对仕」など、勝手な振る舞いをしていたことである。その後、「弥以不届」となつた勝兵衛がどうなつたのかは不明だが、妙法院では新たに「煮売株支配」を設けて新地の経営にあつたのである。勝兵衛のような人物は例外かも知れないが、新地が開発されて様々な商売が展開するようになる、その管理を任せられた「支配人」の役割は増大し、こうした不正も十分に起こり得たであろう。なお、新たに「煮売株支配」となつたのは、「御境内新六丁目丸屋伊左衛門」「北七条新地高宮市左衛門」「七条新地上二宮町八文字屋長右衛門」の三名であつた。⁽²⁶⁾新たに「煮売株支配」となつた彼ら

は、さらなる新地の繁栄を企図して、翌十九年十月、六十軒の煮売株に加えて、「増株今五拾軒」の営業の許可を申し出ている。⁽²⁷⁾

一、妙法院御門跡様御領分、七条新地近年至極不繁昌ニ付、御年貢等不納仕御難儀故、先達而御願候て煮売株六拾軒、前々有来通商売仕候様ニ御許容故相応ニ渡世仕候、然レとも未新地之内、所々ニ明地面多有之、荒地同前ニ而建家仕候主付も無之、自ラ御年貢茂相納り不申、其上毎度行倒等旁不用心ニも御座候故、何とそ早主付かせ建家ニも仕度存罷候処、今度右煮売株支配仕候、三人之者共相願候趣者、右明地面ニ建家茂出来仕候様ニ相働見申度奉存候間、只今迄被仰付候、煮売株六拾軒之外ニ煮売株被相増候ハ、早く主付かせ建家出来仕候様ニ可仕旨願出候、左候へハ御年貢茂相納り所茂繁昌仕次第ニ御為之筋ニも相成候間、何とそ増株今五拾軒、右之外ニ御許容被成下候様ニ、偏ニ奉願上候、以上、

すなわち、「煮売株支配」三人の願いをうけて、坊官の菅谷刑部が奉行所に出した口上書で、妙法院が彼らの後ろだてとなりながら、新地の繁栄・年貢（屋地子）の収納に取り組もうとする姿を看取することができる。

このように七条新地では、勝兵衛の一件が逆に物語っているように、享保期には煮売商売が繁盛していた様子を窺い知ることができる。その後、勝兵衛の一件で「近年至極不繁昌」となるが、妙法院では「煮売株支配」を設けて新地の経営にあたり、また、その後ろだてとなって「増株今五拾軒」の許可を申し出るなど、煮売商売による新地の繁栄に妙法院が主体的に関わっていたことを理解することができる。新地開発の初発において妙法院が遊所化を意図していたかはわからないが、宝永二年（一七〇五）の七条河原開発の口上書にある新家建築の目的が①「屋地子」の増収、②「高瀬川端」の利便性、③「其日過候者」の吸収であったことをふまえると、新地発展のための遊所化に、妙法院が積極的であったことは十分に考えられるのではないだろうか。このうち七条新地の茶屋街は

繁盛したらしく、寛政二年（一七九〇）六月には、

洛外端々茶屋渡世之もの、売女体之働いたし（候に）付、御召捕二相成、繩手筋・祇園并川東新地・七条新地・六条新地・北野境内、其外茶屋渡世、都合千式百人斗、東西御組并此方（雑色）共仲ヶ間遣し召捕候（下略）

といった検挙があり、七月には一二〇〇人の売女が島原に預けられたとされる。⁽²⁸⁾これは寛政の改革にともなう取り締まりであったが、同年十一月には解除され、再開にあたって、

祇園町同新地・二条新地・七条新地・北野上七軒、都合四ヶ所江、初テ五ヶ年限差許相成、去ル六月傾城町江差下相成候売女引取渡世致候儀⁽²⁹⁾（後略）

とあるように、期限つきではあったが、島原と同様に遊廓の営業が認められたのである。こうした公儀の取り締まりからは、妙法院によって開発された七条新地・北七条新地が、享保期以降は遊所地として認識されており、そこには新地の繁栄を企図する妙法院の関与を少なからず指摘することができるのである。

そもそも①「屋地子」の増収、②「高瀬川端」の利便性という新地開発の目的は、新地に人々が集住することを前提とするのであり、実はその前提こそ③「其日過候者」の吸収ということであったのではないだろうか。つまり、遊所化とは新地開発の結果ではなく、むしろ原因そのものである。「遊所化」それ自体が問題とされねばならないのである。『日次記』享保十五年（一七三〇）四月十六日条に次のような記事がある。

一、妙法院宮御境内ニ後白河法皇以來新日吉社有之、往古者四月晦日競馬杯も有之、加茂・藤森三競馬と申程ノ大礼ニ而御座候処、致断絶、八九拾年已來坂本ノ社家を被召、鉾等之被御神事有之候、然処近年古キ神輿修復被仰付候間、今年より毎歳四月晦日、軽く祭礼被執行度思召候、御願之通相調候様ニ偏二頼思召候、以上、

(中略)

右之外ニ奉書ニ半切ニ相認、持参之覚書

覚

- 一、新日吉者、後白河法皇御勸請之事ニ御座候、
- 一、往古者、五条より下九条まで、東者清閑寺辺まで、新日吉之氏子之由申伝候、
- 一、祭礼者小五月会之祭礼と申伝候、
- 一、社ノ上之山を新叡山と申候事、

一、清閑寺ニ山王之祠、新日吉ノ御旅所と申伝候、

一、此度七条新地計神幸有之候様ニ被成度候、新地開発ノ砌より則日吉七社ノ神名町名ニ被附置候事(後略)

19 (平野)

新日吉社は、永暦元年(一一六〇)に後白河法皇の院御所法住寺殿の鎮守として近江日吉社から勸請された。そして、元暦元年(一一八四)には、新日吉社檢校職が妙法院に永代与えられることとなった。その後、近世になると、明暦元年(一六五五)に後水尾天皇の勅命をうけ、妙法院宮堯然法親王が豊国廟參道跡に移転改築し、妙法院の鎮守社となり、延宝元年(一六七三)には小五月会の祭礼も復活して復興を遂げた。右は坊官の菅谷式部から奉行所に提出された新日吉社再興の口上書で、①往古には四月晦日に競馬があつて、「加茂・藤森」と並んで盛況であつたが、のちに断絶したこと、②八、九十年來、坂本の社家を呼んで「銚等」の神事を執行していること、③古い神輿を修復するため、四月晦日の祭礼を簡素化したいことが述べられている。注目したいのは、これに覚書が添えられ、氏子の範圍が五条以南九条まで、東は清閑寺辺りまでと記されるほか、この度は七条新地だけ神幸したいと述べ、その理由を新地開発の時に「日吉七社ノ神名」を町名としたからであるとする点である。

ここには「日吉七社ノ神名」が具体的に何をさし、どこの町名となったのかは記されていないが、享保二年（『大次記』では享保三年）に煮売株渡世を始めたとされる上二之宮町・下二之宮町・上三之宮町・下三之宮町・十禅寺町の五つの町（『京都府下遊郭由緒』）がそれにあたるのではないだろうか。二之宮と三之宮と十禅寺は、いずれも山王二十一社の内、上七社に由来する。また、『日次記』元文三年（一七三三）十一月八日条には、

一、北七条新地之儀者、元ト穢多六条村天部村領ニ而、御門跡御領分七条新地開発以後、御境内上之方ニ而穢敷候故、七条新地繁昌不仕候故、宝永七年寅壬八月、御奉行所へ御門跡より穢多所替之儀御願被仰入、御吟味之上、同八年卯四月御願之通御門跡御領分柳原庄之内へ所替之儀被仰渡候、又北七条と七条新地之間に雑色領有之候故、是も一所ニ新家地ニ御願被成被遣候、正徳三年巳五月雑色領も新家地之儀相済申候、右之趣故新家地開発ハ同年壬五月絵図等相究申候、尤其節ハ未建家も無御座候故、町名被定置候計ニ而、今年迄御届も無御座候、此節建家過半出来仕候故、左之通町名被仰付候ニ付、御届申上候、

岩瀧町 早尾町

右式町ハ建家有之候、

波止土濃町、聖真子町

右式町ハ未建家無之候

右之通御座候、已上、

とあり、七条新地開発後に北七条新地・六条新地が開発された概要が述べられるとともに、近年は北七条新地にも「建家過半出来」したので、新たに町名を仰せつけたことを届ける旨が記載されている（妙法院の役人石野忠左衛門が奉行所に提出した届）。北七条新地につけられた四つの町名の内、聖真子町は上七社、波止土濃町も上七社の「大

宮」前の溪川の橋に祀られた「波止土濃明神」⁽³⁰⁾に、早尾町は中七社、岩瀧町は下七社にそれぞれ由来している。

それでは何故、妙法院は七条新地と北七条新地に、山王二十一社の神名に関わる町名をつけたのであろうか。右の史料では、七条新地が不繁昌なのは「御境内上之方ニ而穢敷」からであり、それを理由に六条村と天部村の替地をおこない北七条新地を開発したという。つまり、「穢」のもつ社会的な意味を山王二十一社の神名によって「浄」化しようとする行為であったと理解することもできる。ただし、そのうち開発された旧雑色領の六条新地には、山王二十一社の神名はつけられていない。また「未建家も無御座候故、町名被定置候計ニ而」ともみえ、建家が形成される以前に町名だけは決まっていたとされるのである。ここからは、神名を冠する町名が結果的に決定されたというより、神名を町名とすることこそが、開発の原因として作用していたと考えられる。すなわち、妙法院領における新地の開発は、その初発より鎮守新日吉社との関係においてなされたということである。先述したように、新地の繁栄にもなう町家地の形成や屋地子の増収、交通の利便性などは、開発の結果であっても原因とはたり得ない。結果が達成されるためには、商売をする多くの人々が集住し、「其日過候者」という都市細民を吸収することが前提とされるのである。とりわけ、都市細民の吸収こそが、原因として「遊所化」の問題を孕んでいるのである。そして、こうした都市細民の生の様式が、新日吉社によって媒介される宗教性と結びつく形で「遊所」として町地化すると考えられる。新日吉社再興の口上書にみえる「此度七条新地計神幸」とあるのは、その「神幸」が遊所の宗教性に呼応するからである。妙法院が企図した新地の遊所化は、その内部に坊官―代官―支配人―願人といった封建的で重層的な関係性や、煮売株の権利などの経済性を生み出しながら、その宗教性の下に「其日過候者」という都市細民を吸収し包摂していったのではないだろうか。

むすびにかえて

以上、本稿では十八世紀初頭から中葉にかけて、門跡寺院の妙法院が、北は五条通、南は七条通を限り、東は鴨川、西は高瀬川に囲まれた地域を開発した諸相を確認しながら、開発に関わった坊官配下の実態や妙法院の主體的な有り様、その宗教性などについて分析を試みた。宝永三年（一七〇六）の正面通南側の七条新地、正徳二年（一七一〇）の正面通北側の北七条新地、および同年、七条―北七条に挟まれた旧雑色領の六条新地の開発では、坊官の役割や六条村・天部村との替地交渉の様子を整理した。次に七条新地内の荒地再開発運動を取り上げ、坊官だけではなく代官―新家支配人―願人といった社会的な結びつきを確認し、願人からの申し出が支配人から坊官、さらに奉行所へと通達される様子や、妙法院が願人や支配人の後ろだてとなり、一体となって嘆願運動を展開したことなどを指摘した。また、七条新地・北七条新地の遊所化については、元支配人による煮売株売却問題と新たな「煮売株支配」の設置など、妙法院の積極的な関わりを検討するとともに、新地の町名につけられた「日吉七社ノ神名」と遊所化の問題をその宗教性から考察した。

本稿を執筆するにあたり、そもそも気になった点が、最初の史料にあった「其日過候者迄も助ニ罷成候」という部分であった。素直に読めば、妙法院が七条新地を開発するねらいは、①「屋地子」を徴収することによる増収と、②「高瀬川端」に位置して大坂・伏見への内陸水運や諸商売の利便性であり、③「其日過候者」の助けにもなることといったことは、たんに付けたりにすぎない。だが何故、①②の実現が「其日過候者」までも助けることになるのか。①②が成就した折りには、七条新地はどんな風になっており、そのことを妙法院はどのように認識していたのか。新地内に屋敷を構え、地子を納めて商いをする連中や、商売または賑わいを求めて集う連中と、「其日過候者」とで

は衣食住などを比べてどんな具合に違うのか。思いを馳せることはできるが、彼らの「声」はなかなか聞こえない。もう一点、妙法院はどこまで新地の遊所化を意図していたのか。そして何故、遊所化した街区に山王二十一社の神名をつけたのか。町や村の成り立ちや由緒においては、神仏の名を町名や村名につけることはあるかも知れない。それならなおさら、遊所化した場所に「日吉七社ノ神名」をつける必然的で積極的な理由が必要となる。また、何故「神幸」が、わざわざ七条新地を巡らなければならなかったのか。こうした点については、妙法院側の立場から理解することはできるが、七条新地にとっては、また、そこに集う「其日過候者」にはどのような意味があったのか。すぐに答えを導くことは難しそうである。

右に述べた点を含めて今後の課題は多い。あらためて問題を整理して別稿にまとめていきたい。

注

- (1) 京都市編『京都の歴史』第四卷(京都市史編さん所、一九六九年)、鎌田道隆『近世京都の都市と民衆』(思文閣出版、二〇〇〇年)参照。
- (2) 大塚隆編集『慶長昭和京都地図集成』(柏書房、一九九四年)所収。
- (3) 前掲注(2)所収。
- (4) 御土居の破壊状況については、「御土居敷拝領之事」『京都御役所向大概覚書』上巻(清文堂出版、一九七三年)として、宝永五年(一七〇八)に清浄華院、正徳二年(一七二二)には廬山寺に、それぞれ御土居が払い下げられている。
- (5) 「菊浜学区」(京都市編、平凡社、一九八一年)参照。
- (6) 「京都における市街地開発―五条―七条間の新地―」(『京都市史編さん通信』No.156、一九八二年)所収。
- (7) 「近世京都・妙法院領の新地開発とその地域構造」(『部落問題研究』225、公益社団法人部落問題研究所、二〇一八年)所収。
- (8) 前掲注(4)『京都御役所向大概覚書』上巻「新家地之事」参照。なお、宝永三年の開発は「戌十一月」、正徳二年の開発は「辰三月」に赦免されている。

- (9) 妙法院史研究会校訂、続群書類従完成会、八木書店、一九八四年。現在も刊行中。『史料纂集』に所収。『妙法院日次記』第二を参照。以下、『日次記』と略称。
- (10) 妙法院の坊官の一人である今小路法印行伝。『諸式留帳』（『日本庶民生活史料集成』第十四巻部落、三一書房、一九七一年）参照。
- (11) 前掲注（9）『日次記 第二 宝永三年十一月十日条を参照。』
- (12) 『京都府下遊廓由緒』七条新地』（『新撰京都叢書』第九巻、臨川書店、一九八六年）。本書は、明治五年（一八七二）から翌年にかけて京都府勸業掛が作成した府下各遊廓の沿革と区域を明らかにした記録。
- (13) 『新修京都叢書』第二十一巻（臨川書店、一九七〇年）所収。碓井小三郎が明治二十九年（一八九六）から大正四年（一九一五）にかけて、京都の町の沿革や名所旧跡の所在を編纂した地誌。
- (14) 前掲注（12）参照。
- (15) 『京都の部落史』1 前近代 第四章第二節「徳川幕府と身分制」（執筆、辻ミチ子・山本尚友、京都部落史研究所、一九九五年）参照。
- (16) 四条室町通を基点に洛中町組を除く「洛外町統之町并村」を、北西は五十嵐、北東は荻野、南西は松村、南東は松尾の四家が支配し、各持ち分（方内）の触頭を担当。はじめ京都所司代の下、寛文八年（一六六八）の東西町奉行所の設置以降は、その下に所属した。被差別民の指揮統括、牢屋の管理、種々の警固など治安維持や行刑に従事した集団。
- (17) 前掲注（10）参照。
- (18) 日向進『近世京都の町・町家・町家大工』（思文閣出版、一九九八年）、および土本俊和『中近世都市形態史論』（中央公論美術出版、二〇〇三年）参照。
- (19) 前掲注（10）『諸式留帳』を参照。
- (20) 前掲（15）第五章第二節「近世賤民の生活」（執筆、山本尚友、および松尾奏子「近世京都の被差別部落と新地開発」『大谷大学史学論究』第十七号（大谷大学文学部歴史学科、二〇一二年）参照。
- (21) 京都の町の歴史や地理を概観し、町名に由来を付した案内記。『新修京都叢書』第三巻（臨川書店、一九六九年、所収）参照。
- (22) 『荻野家文書』前掲注（5）『史料京都の歴史12下京区』所収。
- (23) 前掲注（9）『日次記』第六参照。

- (24) 前掲注(9)『日次記』第六、享保十四年正月二日条を参照。
 (25) 京都市編『京都の歴史』第六卷(京都市史編さん所、一九七三年)参照。
 (26) 前掲注(9)『日次記』第七、享保十八年五月二十七日条を参照。
 (27) 前掲注(9)『日次記』第七、享保十九年十月二十九日条を参照。
 (28) 前掲注(25)参照。
 (29) 前掲注(12)参照。なお、ここでいう七条新地とは、正面通南側の「七条新地」と正面通北側の「北七条新地」を合わせて呼称している点に留意されたい。
 (30) 前掲注(13)参照。

(図①)「改正京町絵図細見大成(洛中洛外町々小名全)。文叢堂 竹原好兵衛刊。天保二年(一八三一)辛卯秋七月開板。木版彩色刷。一七九・〇×一四四・〇。近世後期の京都絵図であるが、五条新地・北七条新地・六条新地・七条新地の町名がすべて記されており、全体を俯瞰するのに都合のよいことから図版とした。

本稿では、身分的差別表記については、差別の歴史を学問的に捉えて究明し、その理解に供するために、そのまま表記・使用した。史料引用にあたり旧字・異体字等は通用の漢字とし、また読点を適宜付した場合がある。

(大谷大学教授 日本近世史・仏教史)

〈キーワード〉坊官、新家支配人、遊所化

